

パンデミックワクチンの接種順位 の考え方等について

<検討事項①> パンデミックワクチンの接種順位に関する基本的考え方について

(現行)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 法第28条(特定接種)、法第46条(住民に対する予防接種)
接種順位に関する記載なし

(議論すべき事項)

政省令・告示事項
○ なし

新型インフルエンザ対策行動計画

行動計画の主要7項目 (p23)

- 新型インフルエンザの発生前から、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種が円滑に行われるよう、国民的議論を踏まえ、接種対象者や接種順位のあり方等を明らかにするとともに、集団的な接種を基本として、法的位置づけ、接種の実施主体、接種の実施方法等について決定し、接種体制を構築する。

未発生期 ワクチン【接種体制の構築】 (p48)

(パンデミックワクチン)

- 新型インフルエンザ発生後の状況を想定した上で、状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を策定する。

海外発生期 ワクチン【接種体制】(p36)

(パンデミックワクチン)

- ウイルスの特徴を踏まえ、接種の法的位置づけ等について決定する。
- 全国民が速やかに接種できるよう、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、公費で集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、接種の実施主体に具体的な接種体制の準備を進めるよう要請する。
- プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持にかかわるものを対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。
- 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者以外の者への接種順位について、予め整理された接種の範囲・順位に係る考え方、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者以外の優先接種対象者、接種順位を決定する。

新型インフルエンザ等対策行動計画

特措法にて制定された法的枠組について追記。

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書概要

新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン(新設)について

- パンデミックワクチンの接種順位等に関する基本的考え方 (p.47-49)
 - ・ 医療従事者への先行接種を実施
 - ・ 社会機能維持者への先行接種は、新型インフルエンザの病原性が高いため、接種を行わなければ社会機能維持に必要な人員の確保が困難な場合に実施
 - ・ 優先順位については、専門家等の意見を踏まえ、以下のいずれかの考え方に基づき、政府対策本部が決定
 - ✓ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置く考え方
 - ✓ 我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - ✓ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

パンデミックワクチンの接種順位等に関する基本的考え方についてご議論いただきたい

(参考)新型インフルエンザ等対策特別措置法における予防接種について

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、**厚生労働大臣**に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者という。)のこれらの業務に従事する者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国会公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する**都道府県又は市町村**の長に指示すること。

2～7 (略)

特定接種の対象者		実施主体
医療従事者	登録事業者のうち、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者	国
社会機能維持者		国
国家公務員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者	国
地方公務員		都道府県、市町村
予防接種の対象者		実施主体
住民(全国民)		市町村

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 (略)

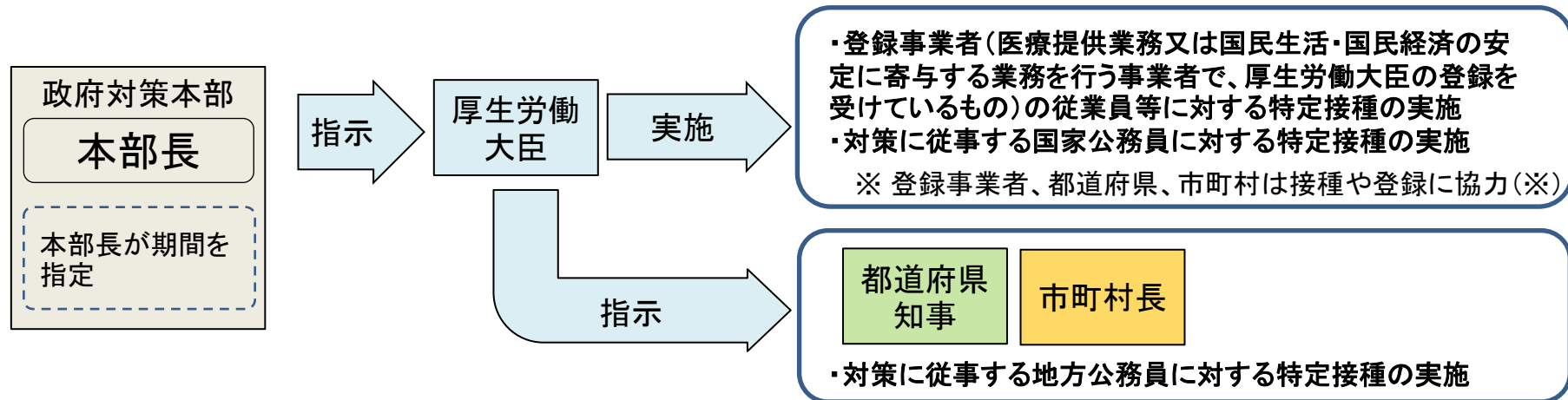
3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

4～6 (略)

(参考) 特定接種及び住民に対する予防接種について【法第28条、46条】

特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

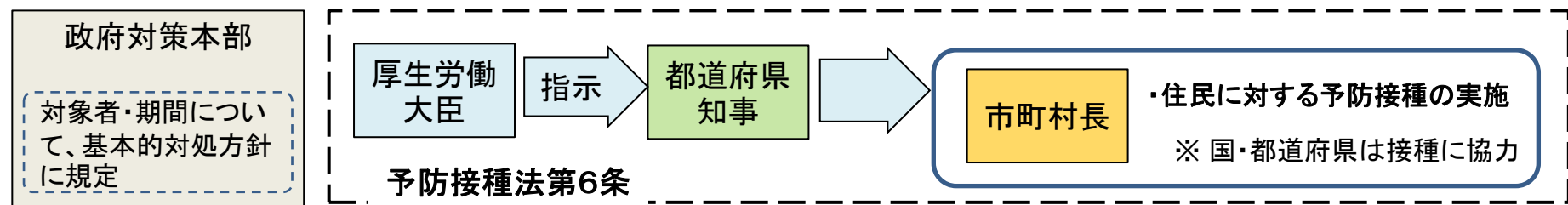
※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

(参考)特定接種及び住民に対する実施の判断について

予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表

→ 政府対策本部の設置

→ 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討

→ 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示

→ 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種

※**緊急事態宣言前から実施**されることが想定される。

〔住民に対する予防接種〕

政府対策本部長による緊急事態宣言

→ 政府対策本部が、基本的対処方針を変更し、住民に対する予防接種の対象者及び期間を決定

→ 都道府県知事が、市町村長に実施の指示

緊急事態宣言が行われている場合



新型インフルエンザ等対策特別措置法
第46条に基づく接種

緊急事態宣言が行われていない場合



予防接種法第6条第3項に基づく接種
(新臨時接種)

(参考) 予防接種法と特措法の関係について

新型インフルエンザ等 対策特別措置法	特定接種(第28条)	住民の予防接種(第46条)	
予防接種法	予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種とみなす	予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種として実施	予防接種法第6条第3項(新臨時の予防接種)
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき(臨時の予防接種対象疾病より病原性が低いものを想定) <u>新型インフルエンザ等緊急事態宣言</u> がなされない状況での住民の予防接種を想定
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
接種の努力義務／勧奨	あり / あり		なし / あり
接種費用の負担	実施主体が全額負担	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 (実費徴収不可) 国費の嵩上げ措置あり	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 (低所得者以外からの実費徴収可)

第六条 都道府県知事は、一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

4 (略)

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法における費用負担

1 地方の費用負担

○ 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け

- ・実施主体：市町村
- ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4
- ※予防接種法の新臨時接種並びに ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様

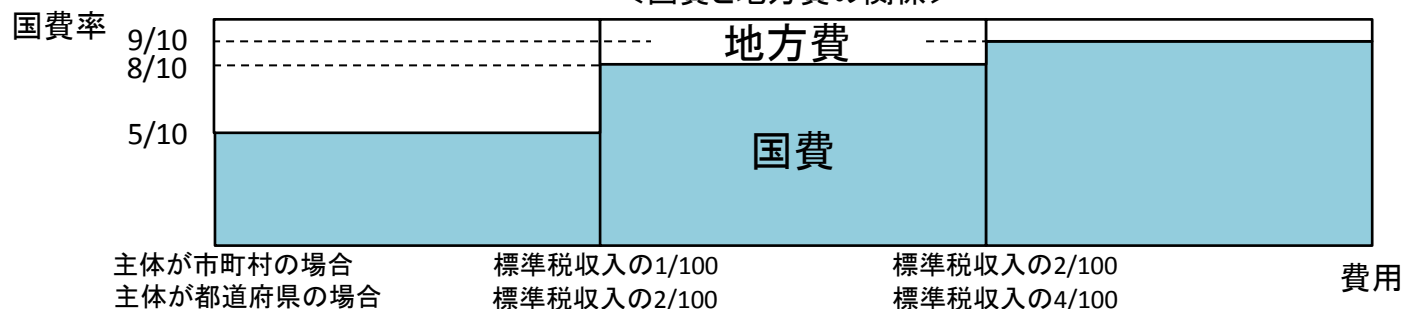
○ 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種

- ・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員(都道府県職員)は都道府県、地方公務員(市町村職員)は市町村
- ・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様

※ 国負担の嵩上げ規定

- ・新型インフルエンザが全国的にまん延し短期間に数十万人規模の死者が発生しうるという点で大規模災害と類似。
- ・災害救助法を踏まえ、地方団体の財政力に応じて嵩上げを行う(複数年通算。市町村が実施主体の場合は地方費の1/2を都道府県が負担)。

＜国費と地方費の関係＞



2 地方負担に対する規定

国は、1のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態への対応に伴って地方が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講じるものとする。

パンデミックワクチンの先行接種について

●パンデミックワクチンの接種順位等(新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン見直し意見書)p47

パンデミックワクチンの接種順位等に関する基本的考え方

パンデミックワクチンの先行接種

○パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要する。また、プレパンデミックワクチンについて、その有効性が期待できないことから接種が行われない場合や、接種が行われても有効性が認められない場合がある。

○このため、パンデミックワクチンの先行接種対象者を定め、まず新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者から順に接種を行うこととする。

○社会機能の維持に関わる者に対するパンデミックワクチンの先行接種については、以下のような状況が想定される場合に、政府対策本部が、その実施について判断することとする。

- 新型インフルエンザの病原性が高いため、早期にワクチンの接種を行わなければ欠勤率が高くなり、社会機能維持に必要な人員の確保が困難となると考えられる場合。

○プレパンデミックワクチンが有効であり、パンデミックワクチンの追加接種の必要性がないことが期待される場合には、既にプレパンデミックワクチンを接種している医療従事者及び社会機能の維持に関わる者はパンデミックワクチンの対象から外れる場合も考えられ、その判断は、本専門家会議の専門家の意見等を踏まえ厚生労働省が行う(プレパンデミックワクチンの有効性がない又は不明である場合には、パンデミックワクチンの対象とする。))。

論点(1) 住民に先行して接種する先行接種対象者の考え方について

・病原性が低い場合に行われる可能性のある予防接種法第6条第3項の新臨時の予防接種については、「まず、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者から順に接種することとする。」ことでよい。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立し、新型インフルエンザ等の病原性が高い又は高いおそれのある場合に行われる特定接種(特措法第28条)及び住民に対する予防接種(特措法第46条)の枠組みができたところ。特定接種の対象者の考え方については、社会機能に関する分科会において別途議論されている。

パンデミックワクチン先行接種対象者以外の分類について

- パンデミックワクチンの接種順位等(新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン見直し意見書)p48

パンデミックワクチンの優先接種

○パンデミックワクチンの接種の優先順位については、新型インフルエンザが発生した後、ウイルスの病原性、各年齢層における重症化率及び死亡率に関する情報等を国内外から情報収集し、政府対策本部が、接種順位を決定することとする。

○先行接種対象者以外について、以下の4群に分類する。

➤ 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者

- ※ 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時には、「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」が取りまとめられており、記載のある疾患・状態を参考にする。

- ・妊婦

➤ 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

➤ 成人・若年者

➤ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

パンデミックワクチンの優先接種の考え方について

● パンデミックワクチンの接種順位等(新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン見直し意見書) p48

○新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方を原則とするが、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした考え方を踏まえる。

(a) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

➤成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

➤高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

➤小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(b) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

➤成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

➤高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

(c) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方*

➤成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

➤高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(※)2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)では、基礎疾患を有する者等において重症化する可能性が高いため「医学的ハイリスク者」を最優先としたが、それ以降は小児に優先的に接種した。

論点(2) パンデミックワクチンの優先接種の考え方について

- ・特措法第46条の住民に対する予防接種も含め、パンデミックワクチンの優先接種の考え方について、新型インフルエンザ専門家会議で出された意見書の内容で良いか。

(参考)優先接種の対象となる基礎疾患について(2009年新型インフルエンザ発生時)

○国内外の事例においては、基礎疾患を有する者について入院数や重症化率、死亡率が高いことが確認されており、新型インフルエンザのリスクが高いことが示唆されている。WHO、CDC等において報告されているハイリスクグループ及び国内で発症した患者の基礎疾患等総合的に勘案し、下記の疾患・状態で入院中又は通院中の者を新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする。

1. 慢性呼吸器疾患※1
2. 慢性心疾患※2
3. 慢性腎疾患※3
4. 慢性肝疾患※4
5. 神経疾患・神経筋疾患※5
6. 血液疾患※6
7. 糖尿病※7
8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態※8
9. 小児科領域の慢性疾患※9

- ※1 気管支喘息やCOPD、気道分泌物のご縁のリスクのある者(脳性麻痺、認知機能障害、精神運動発達障害等)を含む。
※2 血行動態に障害がある者を対象とする。ただし、高血圧を除く。
※3 透析中の者、腎移植の者を含む。
※4 慢性肝炎を除く。
※5 免疫異常状態、あるいは呼吸障害等の身体脆弱状態を生じた疾患・状態を対象とする。
※6 鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く。
※7 妊婦・小児、併発症のある者。又はインスリン及び経口糖尿病薬による治療を必要とする者。
※8 悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患、HIV感染症等を含む。
※9 染色体異常症、重症心身障害児・者を含む。

○ワクチンの供給量が限られており、これらのすべての者が同時にワクチン接種を行うことは困難なため、最優先して接種する者の基準を別添のように示す(参考資料7参照)

(参考)2009年新型インフルエンザワクチン接種時の優先的接種対象者について

※ ワクチンが順次供給されるため優先順位を決定

対象者		人数
優先接種対象者	①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む。)	約100万人
	② 妊婦	約100万人
	基礎疾患を有する者	約900万人
	③1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	約1,000万人
その他	④・1歳未満の小児の保護者 ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	約200万人
	小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者	約1,000万人
	高齢者(65歳以上)(基礎疾患を有する者を除く)	約2,100万人

約5,400万人

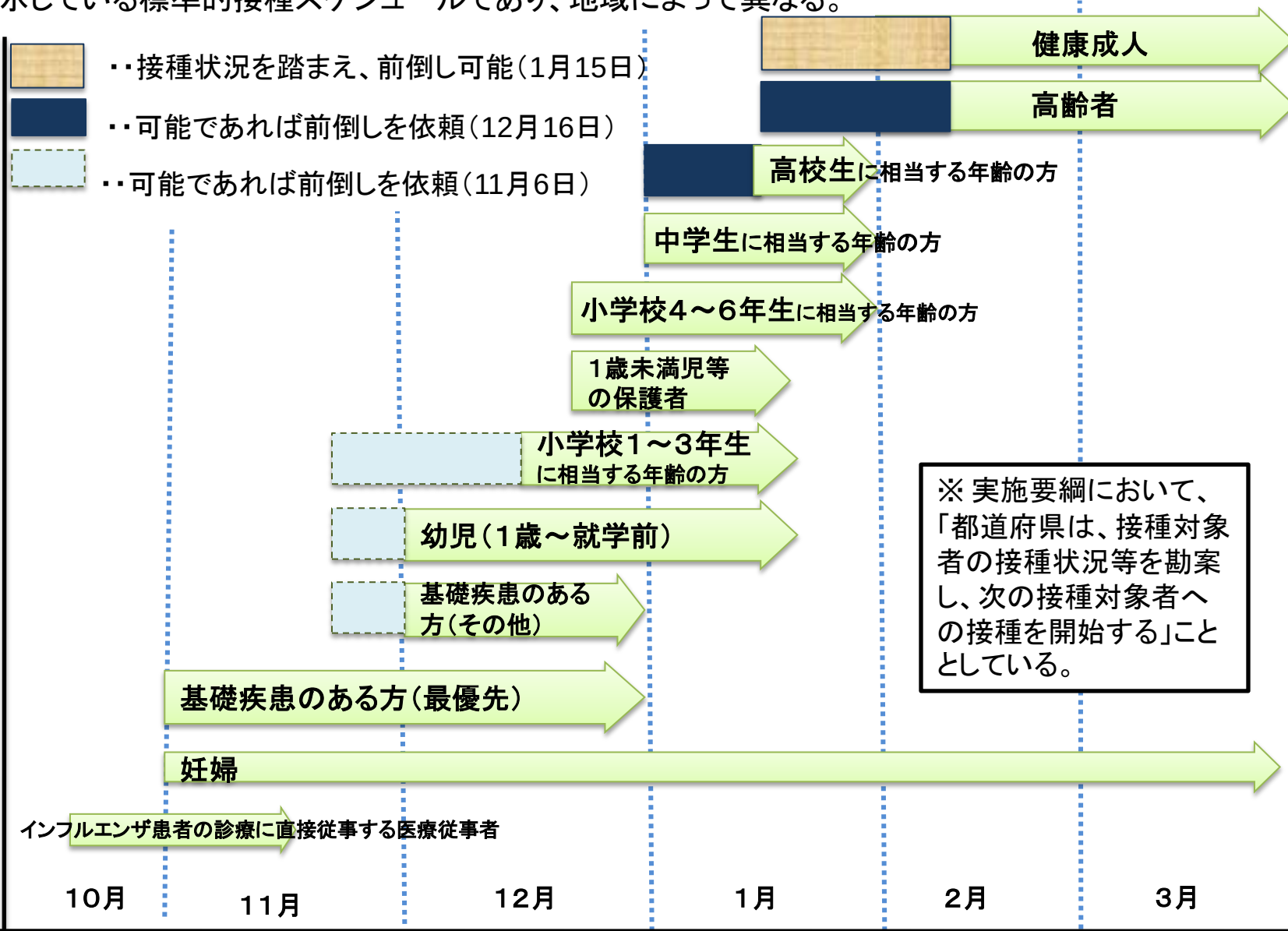


上記以外の者(一般健康成人)に対する接種については、1月29日出荷分より接種開始(1月15日から都道府県の判断で前倒し可能)

(参考)2009年新型インフルエンザワクチン接種スケジュールの目安

○ 国が示している標準的接種スケジュールであり、地域によって異なる。

接種
スケ
ジュ
ール



<検討事項②> ワクチン接種順位等の決定方法について

(現行)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

○(基本的対処方針)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～二 (略)

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 (略)

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りではない。

5 (略)

○(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

(議論すべき事項)

政省令・告示事項

○なし

新型インフルエンザ対策行動計画

○ワクチン接種順位等の決定方法に関する記載なし

新型インフルエンザ等対策行動計画

特措法の成立を踏まえ、住民に対する予防接種の対象者(接種順位)の決定方法を記載してはどうか

新型インフルエンザ対策ガイドラインの見直しに係る意見書概要

新型インフルエンザワクチンに関するガイドライン(新設)について

(今後の検討課題)

ア. 接種順位等について(p.72)

・パンデミックワクチンについては、先行接種対象者以外の対象者について、接種の優先順位の考え方を示したが、今後、国は、国民的議論を踏まえて、優先順位の考え方は決定方法等を事前に決定しておくべきである。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

○行動計画の内容を踏まえて記載

(参考) 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針の概要(平成21年10月1日)

政府の新型インフルエンザ対策本部において、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を平成21年10月1日策定

主な内容

1. 接種事業の目的
2. 国、都道府県、市町村等各事業実施主体の役割
3. 優先的に接種する対象者
4. ワクチンの確保量
5. 接種の実施方法等
6. 費用負担（負担軽減措置を含む）
7. ワクチンの安全性及び有効性の確保と健康被害救済
8. 安全性や有効性に関する知見等についての広報
9. 今後の検討等

(参考) 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種についての概要(平成21年10月2日)

厚生労働省において、「新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について」を平成21年10月2日策定

主な内容

1. 新型インフルエンザ対策における予防接種の位置付け
 - (1) 新型インフルエンザワクチン接種の目的、
 - (2) 予防接種の限界)
2. ワクチンの接種について
 - (1) 優先接種対象者を定めることの必要性和基本的な考え方、
 - (2) 優先接種対象者についての考え方、
 - (3) その他の者についての考え方
3. ワクチンの確保について
 - (1) 国内産ワクチンの確保、 (2) 輸入ワクチンの確保
4. 留意事項
 - (1) 安全性の確認について、 (2) 積極的な情報開示、
 - (3) 情報提供、 (4) その他

(参考:2009年時) 専門家等との意見交換会

	議 事 内 容
7月30日	○接種目的 ○ワクチン接種の接種対象者・優先順位 ○ワクチンの輸入 ○ワクチンの有効性・安全性、国民への情報開示
8月3日	○ワクチンの輸入 ○輸入ワクチンの製造方法、特例承認のスケジュール ○副反応が発生した場合の対応 ○接種順位
8月20日	○接種対象者 ○ワクチン全般 ○輸入
8月26日	○ワクチン接種全般
8月27日	○優先接種対象者 ○ワクチン全般 ○輸入
8月31日	○「ワクチン接種の進め方」(パブコメ案)の検討
9月2日	○「ワクチン接種の進め方」の検討
9月4日	○「ワクチン接種の進め方」の検討
9月9日	○「ワクチン接種の進め方」(素案)に対する意見
9月11日	○「ワクチン接種の進め方」(素案)に対する意見
9月18日	○基礎疾患の定義 ○接種回数 ○接種回数 ○季節性インフルエンザワクチン等の同時接種 ○保存剤(チメロサル等)
9月24日	○血清調査 ○パブコメ回答
9月30日	○ワクチン接種の基本方針
10月16日	○ワクチンの接種回数
10月19日	○ワクチンの接種回数
11月11日	○ワクチンの接種回数
12月16日	○ワクチンの接種回数

新型インフルエンザ等対策に係る対応体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣

構成員 : 全閣僚

<主な任務>

- 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、内閣総理大臣は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

<特措法の趣旨に則り、新設>

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月 日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等
※ 内閣総理大臣が指名

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会

委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

社会機能に関する分科会

委員:「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)

構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対応方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

特措法においては、「基本的対応方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

基本的対応方針等諮問委員会

- 委員 :
「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 内閣総理大臣からの求めに応じ、「基本的対応方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

平成24年8月3日
新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定

2 基本的対処方針等諮問委員会

- (1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会(以下「諮問委員会」という。)を開催する。
諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。
- ① 法第18条第4項に基づく意見。
- ② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。
- (2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内とする。
- (3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。
- (4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。
- (5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるいとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもかかわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第18条第4項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。
- (6) 諮問委員会の長は、(5)の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。

基本的対処方針等諮問委員会委員名簿

	庵原 俊昭	独立行政法人国立病院機構三重病院長
	大石 和徳	国立感染症研究所感染症情報センター長
○	岡部 信彦	川崎市衛生研究所長 (前国立感染症研究所感染症情報センター長)
◎	尾身 茂	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長 (前新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会委員長)
	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
	川名 明彦	防衛医科大学校内科学講座2(感染症・呼吸器)教授
	小森 貴	日本医師会常任理事
○	田代 真人	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	朝野 和典	大阪大学大学院医学系研究科感染制御学分野教授

◎：委員長 ○：委員長代理
(五十音順・敬称略)

論点(3) ワクチン接種順位等の決定方法について

○特措法第46条の住民の予防接種を実施する際には、基本的対処方針を変更し、予防接種の対象者及び期間を定めること、また特措法第18条において、基本的対処方針を定めようとするときは、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされたことを踏まえ、ワクチン接種の順位等を決定する際には、新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め有識者の意見を聴き、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで、新型インフルエンザ等対策本部で、決定することを行動計画に記載してはどうか。